

秩父保健医療圏医師等派遣支援事業 補助金交付要綱

医人第162号

平成31年4月1日

一部改正 医人第300号

令和2年7月17日

一部改正 医人第322号

令和4年8月5日

(趣旨)

第1条 この事業は、秩父保健医療圏内の産科医療体制を維持するため、事業者が実施する、産科医師、看護師及び助産師派遣事業に対して、派遣費用を予算の範囲内において補助するものである。

2 前項の補助金の交付に関しては、「補助金等の交付手続等に関する規則」(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、「秩父保健医療圏医師等派遣支援事業実施要綱」(平成31年4月1日保健医療部長決裁、以下「実施要綱」という。)に基づく事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、実施要綱の3に掲げる者とする。

(補助額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、同表に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

経費区分	基準額	対象経費	補助率
医師	300,000円×雇用月数×雇用人数 (派遣医師に限る。) 総額10,800,000円以内	事業者が派遣元に対して支払った雇用に必要な経費	1/2
	150,000円×派遣回数 (派遣医師に限る。) 総額22,000,000円以内	事業者が派遣先に対して支払った雇用に必要な経費	
看護師 ・ 助産師	300,000円×雇用月数×雇用人数 (派遣看護師・助産師及び短時間勤務の看護師・助産師に限る。) 総額7,200,000円以内	事業者が派遣元に対して支払った雇用に必要な経費	

2 前項の補助額では事業に支障が生じる場合は、あらかじめ知事と協議すること。
なお、この場合であっても予算の総額を超えることはできない。

(補助事業の実施)

第5条 補助事業者は、実施要綱により、補助事業を実施しなければならない。ただし、実施要綱に反しない範囲において、必要な規程を定めることを妨げない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
ただし、各経費区分のいずれか低い額の15パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る関係書類の保存については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 事業を行う者が（1）から（4）までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。
- (7) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(記載事項)

第8条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。
- (2) その他参考となる資料

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(暴力団排除措置)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。
- 2 知事は、交付の決定があった後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この交付要綱に定める補助事業については、第1条第2項にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。